

名古屋港管理組合公報

平成30年 7月13日
(金曜日)
第618号

目次

| | |
|---------------------|---|
| ○被服貸与規程の一部改正 | 1 |
| ○措置通知の公表 | 1 |
| ○名古屋港審議会委員の任免 | 2 |

訓令

訓令第1号

組合内一般

被服貸与規程（昭和四十六年訓令第四号）の一部を次のように改正する。
平成三十年七月十三日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

別表類別第十四号中「安全靴（半長靴） | 1 | 4 |」を「安全靴（半長靴） | 1 | 10 |」に改める。

附則

(施行期日等)

- この訓令は、平成三十年七月十三日から施行し、この訓令による改正後の被服貸与規程の規定は、同年五月三十一日（以下「適用日」という。）から適用する。
(経過措置)
- この訓令による改正前の被服貸与規程の規定に基づき適用日前に職員に貸与されている安全靴（半長靴）の取扱については、なお従前の例による。

監査公表

監査公表第3号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき管理者から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表する。

平成30年 7月13日

名古屋港管理組合監査委員 岡本善博
同 黒川和博
同 篠田信示

平成30年監査公表第1号分

| 監査結果 | 措置 |
|------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>指摘事項 (支出事務) ア 超過勤務手当において、未支給及び過支給となっているものがあつた。 該当箇所 総務部、港営部、建設部</p> | <p>指摘事項 (支出事務) ア 総務部 過支給については、平成30年2月13日及び平成30年2月14日に戻入及び歳入の措置を講じた。 今後の防止改善策として、課内周知を徹底し、庶務事務システム誤入力を防止するとともに各申請の確認に努めていく。</p> <p>港営部 未支給については、平成30年2月8日に追給の措置を講じた。 過支給については、平成30年2月7日に戻入の措置を講じた。</p> |

イ 在勤地出張に係る旅費において、未支給、支給不足及び過支給となっているものがあった。
該当箇所 総務部、港営部、建設部

今後の防止改善策として、関係規程等の周知を図るとともに、複数職員による確認を徹底する。

建設部

過支給については、平成30年4月27日及び平成30年5月2日に戻入及び歳入の措置を講じた。

今後の防止改善策として、所属職員に関係規程の周知を図って申請精度を向上させるとともに、複数職員による承認時の確認を徹底するものとする。

イ 総務部

支給不足については、平成30年2月15日に追給の措置を講じた。

今後の防止改善策として、課内周知を徹底し、庶務事務システム誤入力を防止するとともに各申請の確認に努めていく。

港営部

未支給については、平成30年1月12日及び平成30年1月22日に追給の措置を講じた。

支給不足については、平成29年12月7日及び平成29年12月12日に追給の措置を講じた。

過支給については、平成30年1月18日に戻入の措置を講じた。

今後の防止改善策として、関係規程等の周知を図るとともに、複数職員による確認を徹底する。

建設部

未支給については、平成29年12月11日に追給の措置を、過支給については、平成29年12月26日、平成30年1月19日及び平成30年4月23日に戻入及び歳入の措置を講じた。

今後の防止改善策として、所属職員に関係規程の周知を図って申請制度を向上させるとともに、複数職員による承認時の確認を徹底するものとする。

審議会事項

名古屋港審議会委員の委嘱を、下記の者は解かれた。

吉川 廣一 (6月7日)

名古屋港審議会委員に、下記の者が委嘱された。

上原 雅 (6月18日)

発行所 名古屋市港区港町1番11号

名古屋港管理組合